

一般会計 決算特別委員会

しもおく議員が質問

10月19日から始まった16年度一般会計・特別会計の決算特別委員会で、しもおく議員が環境部の決算について問い合わせました。決算特別委員会は今後5回にわたって開催されます。

食品廃棄物不適正処理 再発防止の徹底を

しもおく議員は、産業廃棄物処理施設の悪臭問題や、不適正処理などの問題に対する県の防止策について質しました。

まず、監視・パトロールの年間件数、また、県民からの情報提供の件数とその対応を尋ねました。

平成28年度には、2015件を監視、その他、民間委託(休日・夜間など)で7079件、県民からの苦情の情報も53件寄せられているとのことです。

食品廃棄物不適正処理(ダイコー株)の問題では、「排出事業者不明」で県が「分別・積み込み」関係団体が「運搬・中間処理・最終処分」された量について質問し、食品廃棄物の全体3036tのうち、排出事業者による処分が2091t、後の945t、約3割を県で処分したことが明らかになりました。

しもおく議員は「法によれば、排出事業者はマニュフェストの運用などで、適正に行うことになっている」と指摘し、「排出事業者不明」分が3割にも上ってしまった問題点がどこにあったのか、追及しました。

県は、マニュフェストの記載事項では、廃棄物の照合に不十分であった、現地確認でも県の条例での規制が不十分であったと認めたうえで、排出事業者に対する指導を徹底していく、と答えました。

県は今回、防止策として「食品廃棄物の排出業者の皆さんへ」という冊子を作製しています。

しもおく議員は最後に、この冊子のを有効的な活用方法を含め、「県民の命、食の安全の責任の重さを考えながら、県民本位の立場に立ち、再発防止に真剣に取り組むこと」を強く求めました。

名古屋港の浚渫土砂 なぜ中部国際空港沖に！？

名古屋港の浚渫土砂の処分について、国交省中部地方整備局は中部国際空港沖公有水面を埋め立てて環境アセスメントを実施中です。

しもおく議員は、アセスでの知事意見に住民意見が受け止められ、反映されているのかを、住民からの意見に沿って、県の見解を質しました。

まず、埋め立て処分場3800万m³と計画されているが、環境省からも求められている「埋め立て量の削減」を検討することが必要ではないか。また、発生量について、「内訳を明らかにし、必要性、妥当性を検討すべき」という住民意見に真摯に答えるべきではないかと県の見解を問いました。

県は、知事意見の中で、「埋め立て容量の根拠、浚渫土砂の発生量を明確にすること、事業計画を具体的に示すこと、住民意見を十分に検討すること」を求めていました。

また、埋め立て土地の需要について、「活用計

画も示さず推し進めることは許されない」との住民意見をあげ、「具体的な見通しが立たないのに推し進め、埋め立てた後は滑走路に売ってしまう」という狙いであれば、『公有水面立法』に違反する恐れがある」と指摘しました。

事業者は「伊勢湾断層から一定の隔離距離を確保することにより安全性は確保できる」としているが、住民からは「具体的な距離と出典、その場合の所要の安全性確保とはどの程度なのかを示すべき」との意見があります。

しもおく議員は「今回の事業では断層の科学的根拠も示されておらず、全く説得力はなく、危険な計画」と批判し、住民の安全に対する県の見解を質しました。

最後に下奥議員は、「住民意見がまともに反映されず、埋め立てたことを理由に中部国際空港二本目滑走路ができてしまうのではないかと危惧する。正当な住民意見を汲みつくす立場からは程遠い」と指摘しました。